

大分県帰国・外国人児童生徒 受入れマニュアル

～外国にルーツを持つ児童生徒へのより良い指導・支援のために～

改訂版



平成28年12月発行

令和3年10月改訂

大分県教育委員会

目次

第1章 本書のねらいと構成

- | | |
|----------|---|
| 1 本書のねらい | 1 |
| 2 本書の構成 | 3 |

第2章 日本語指導が必要な児童生徒等の受入れと指導・支援の実際

- | | |
|-------------------------|---|
| 1 日本語指導が必要な児童生徒等の受入れの流れ | 4 |
| 2 日本語指導の実際 | 7 |

第3章 役割分担

- | | |
|-------------------|----|
| 1 学校管理職の役割 | 10 |
| 2 外国人児童生徒等教育担当の役割 | 11 |
| 3 日本語指導担当教員の役割 | 13 |
| 4 在籍学級担任の役割 | 15 |
| 5 市町村教育委員会の役割 | 18 |

資料

- | | |
|----------------------|----|
| 【帰国・外国人児童生徒受入れ手順シート】 | 22 |
| 【帰国・外国人児童生徒パーソナルシート】 | 23 |

第1章 本書のねらいと構成

1 本書のねらい

社会や経済のグローバル化が進む中、日本に暮らす外国籍者の人数は大幅に増加しています。また、国籍も多様になっており、異なる文化や民族性を持った人々が共に生活しています。日本の学校に学ぶ帰国・外国人児童生徒等が急激に増加したのも、主にこうした変化と軌を一にしており、保護者の就業や留学、その他の理由により、来日、あるいは帰化したことによります。

外国籍の保護者には、その子どもに日本の教育を受けさせる義務はありませんが、積極的に支援をする必要がないという事にはなりません。すべての子どもは等しく教育を受ける権利を持っています。このことについては、「児童の権利に関する条約」(国際条約：日本は1994年に批准)の中で、「教育についての児童の権利を認める」ことを明示し、特に、「初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする」「中等教育が利用可能であり、これらを利用される機会が与えられる(一部抜粋)」「高等教育を利用する機会が与えられる(一部抜粋)」とされています。

また、学習指導要領【小学校では第1章の第4の2(2)ア、中学校では第1章の第4の2(2)ア】において、「海外から帰国した児童(生徒)などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。」と示されています。

このように帰国・外国人児童生徒等の学校への受入れに当たっては、日本語指導や生活面・学習面での支援、高校進学や就職など進路について特に配慮が必要です。

具体的な日本語指導に関しては、学校教育法施行規則の一部改正が行われ、平成26年4月より、日本語指導が必要な児童生徒に対して「特別の教育課程」による日本語指導ができるようになりました。これは、児童生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行う指導の形態です。このことは、日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等が増加しており、そのような児童生徒へのきめ細かな日本語指導や適応指導など、受入れ体制の整備を図ることの必要性を示しているといえます。

大分県においては、県内に在住する在留外国人数は令和2年に13,061人で、平成28年の約1.3倍に増えています。アジア出身者の占める割合が86.2%と高いのが特徴です。

また、大分県内の学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数、及び日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数は、近年増加傾向にあります。当該児童生徒の「母語」については、英語、韓国・朝鮮語、スペイン語、タガログ語、ヴェトナム語等多様化しています。また、市町村ごとの在籍数を見ると、大分市、別府市、中津市に集中しており、その他の市町村は少数という状況です。つまり、大分県でも多言語化が進み、各地に散在する傾向があると言えそうです。そのような児童生徒の受入れや日本語指導の体制整備は喫緊の課題となっています。

このような状況の中、大分県では平成22年1月に「大分県在住外国人に関する学校教育指導方針」を策定し、外国人児童生徒等に関する教育方針を示しました。具体的には次の4つの柱となってい

ます。

- 1 外国人児童生徒等が自らの在り方生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるように支援する。
- 2 児童生徒に国籍や民族に対する差別や偏見をなくし、多様な文化や習慣を持った人たちと共に生きていく能力や態度を育成する。
- 3 外国人児童生徒等にかかわる教育指導を充実するため、推進体制の確立と教職員研修を推進する。
- 4 外国人教育を推進するため、学校・家庭・地域の連携に努める。

本方針を踏まえ、人権尊重の精神を基盤とした上で、指導・支援を行うことが大切です。

また、学校生活への適応支援のため、平成 23 年 12 月に「外国人児童・保護者および教師のための学校生活ハンドブック」を作成しました。日本語版に準じて、英語版・タガログ語版・中国語版・スペイン語版の 4 種類があり、基本的な学校生活の仕方や行事、保護者との連絡例等を掲載しています。是非ご活用いただき、帰国・外国人児童生徒等への指導・支援の一助としていただければ幸いです。

平成 31 年 4 月には出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が施行されました。改正入管法による外国人の受入れ拡大や大綱等を踏まえ、大分県として外国人の受入れと共生を進めています。

2 本書の構成

本書は帰国・外国人児童生徒等教育の学校現場での実践に役立ててほしいという思いで刊行しました。作成に当たっては、『外国人児童生徒受入れの手引～改訂版～（2019年3月：文部科学省）』を参考にしています。文部科学省のホームページに掲載されています（＜参考資料＞参照）ので、そちらも併せて読むと理解が深まると思います。

帰国・外国人児童生徒等を受け入れ、指導・支援していくには、市町村教育委員会や学校の力だけでは限界があります。大分県では、教育庁人権教育・部落差別解消推進課が中心となり、県内にある各種団体、大学、研究機関などとの連携を深めるとともに、調整・支援を積極的に行っていきます。本マニュアルは大分県の実情に合うように、県内で帰国・外国人児童生徒等教育に実際にかかわっている学校内外の方々の意見をもとに作成しました。帰国・外国人児童生徒等の受入れや指導の具体を記載するとともに、指導・支援に役立つ資料を掲載しています。

各章とも、順序性は特にありませんので、それぞれの担当者が、それぞれの立場から帰国・外国人児童生徒等への対応を考える時にその該当箇所を開き、読めるようになっています。本マニュアルをご活用の上、各学校や地域の特性に応じた取組を進めていただくようお願いします。

また、大分県教育委員会では、学校の外国人児童生徒等教育担当者や市町村教育委員会の外国人児童生徒等受入れ担当者に対しての研修を実施します。内容や実施時期等を検討し、県全体として帰国・外国人児童生徒等研修の充実を図っていきたいと考えています。

＜参考資料＞

『外国人児童生徒受入れの手引き』

（文部科学省）



外国人児童生徒の学校への円滑な受入れに資することを目的として作成されたものです。

インターネットでダウンロードできますので、どうぞご活用ください。

- ▶ 外国人児童生徒の背景
- ▶ 多くの人の外国人児童生徒教育への関わり
- ▶ 具体的な取組の指針の明示
- ▶ 外国人児童生徒教育の一層の充実

外国人児童生徒受入れの手引き 検索

第2章 日本語指導が必要な児童生徒等の受入れと指導・支援の実際



1 日本語指導が必要な児童生徒等の受入れの流れ

(1) 学校での受入れ体制づくりをしましょう

- 慎重に学年を決定し、担当者を決定します。
- 校内での共通理解を大切に、日本語指導の体制づくりを考えましょう。
- 在籍学級担任一人の負担にならないよう多くの人で支援体制をつくりましょう。

受入れに関して、「学校がすること」と「本人・保護者がすること」を示した「帰国・外国人児童生徒受入れ手順シート（大分県版）」を本冊子の22ページに掲載しています。

コラム

ようこそ 日本の学校へ！！！！

人権教育の視点から、学校においては、児童生徒一人一人が、自分をかけがえのない大切な存在であると認識し、実感し、自尊感情を高めることができるよう、教育活動を行うことが重要です。特に、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱えることが多い外国人児童生徒等に対しては、注意深く見守り、支援していく必要があります。

また、外国人児童生徒等を受け入れる事を、「大変だ」「面倒だ」とマイナス面で捉えるのではなく、国際理解や多文化理解の視点からプラス面で捉えることが大切です。これからの社会を生きていく子どもたちには、国籍、文化、言語などの違いを認め、互いを尊重する態度を身に付ける必要があります。そのようなことから、学級・学校に外国人児童生徒等が在籍する事は、多様な文化や言語に触れ、国際理解教育を進めるチャンスとなります。

(2) 受入れのための面接

- 学校と教育委員会が連携し、できるだけ複数人で面接しましょう。
必要ときは通訳者が同席するなど、言語に対する配慮を行いましょう。以下のような参加者が考えられますが、実情や状況に応じて柔軟に対応すると良いでしょう。
管理職、子ども・保護者、学級担任、日本語指導担当者、教育委員会担当者、通訳 等
- 出身国での最終修了学年と学習内容の確認をしましょう。
国によって年度の開始の月が4月とは限りません。また、学習内容が日本と同じとは限りません。出身国で何年生まで修了し、どのような内容を学習しているかなどを確認してください。
- 慎重に編入学年を決定しましょう。

将来にかかわることなので、場合によっては通訳を入れて保護者及び本人が十分納得して決定することが大切です。また、本人の日本語能力の問題から、高校受験までの時期を考慮して一つの学年に編入するケースもありますが、そのメリットとデメリットの両方があることを十分に確認してください。

メリット 《例》日本語と日本の学校に慣れるための十分な時間がとれた。

高校受験までの学習時間を増やすことができた。

《例》算数はすでに出身国で習っていた内容で、「分かる」「できる」学習だったため、それが本人の自信につながった。

デメリット 《例》年齢による発達の違いから、本人及びクラスメイトが違和感を感じた。

《例》下級生と一緒に勉強することで、本人のプライドが傷ついた。

○帰国・外国人児童生徒パーソナルシートを作成しましょう。

項目としては、次のような内容が考えられます。

具体的なシートの形式（大分県版）は、本冊子の23ページに掲載しています。

- | | | | | |
|----------|--------|-------------|--------|---------|
| ・本名と呼称 | ・性別 | ・生年月日 | ・国籍 | ・使用言語 |
| ・来日年月日 | ・滞在予定 | ・現住所 | ・連絡先 | ・家族構成 |
| ・出身国での学習 | ・好きな教科 | ・日本語学習歴 | ・日本語能力 | ・得意なこと |
| ・趣味 | ・進路の希望 | ・健康状況やアレルギー | | ・宗教上の配慮 |

コラム

名前に対する配慮

受入れ当初に、特に配慮しなければならないことの一つに、外国人児童生徒の名前についての認識があります。日本人の名前は、「姓」と「名」の2つで構成されているため、学校ばかりでなく、様々な場面で活用される書類などについて、基本的に2つの枠にそれぞれ「姓」と「名」を記入することになります。しかし、世界には様々な名前が存在し、必ずしも2つの枠に収まるとは限りません。名前は、個人のアイデンティティの根源です。本名をしっかりと確認し、書類等に記入する（してもらう）ことが重要です。また、学校で、どの名前と呼ばれたいのかを聞き、本人や保護者の意向を尊重するようにしましょう。差別や偏見により「本名が名乗れない」という状況がないように配慮し、一人一人の本名を大切にしている指導を通して、すべての児童生徒に人権感覚を育てましょう。

(3) 気を付けること

○教育制度や学校生活、行事などの違いを説明しましょう。

日本の教育制度が出身国と全く同じとは限りません。一日の生活リズムが違っていたり、出身国の学校では、教科の学習内容や生活指導の内容が異なっていたり、遠足や学習発表会といっ

た学校行事がなかったりということもあります。

○日本滞在の理由、予定など基本的な情報を確認し指導に役立てましょう。

来日の理由、日本での生活経験、今後の滞在予定などを聞いておきましょう。特に、一時的な滞在で数年後に帰国予定なのか、定住する予定なのかで、当該児童生徒に対する指導の内容や目標の設定の仕方にも配慮が必要です。中学生の場合、高校受験、就職など進路を意識した目標設定が必要になります。保護者の日本語力を確認し、学校からの連絡が理解できるか把握しましょう。

○子どもの思いに寄り添いましょう。

自分の意思に反しての来日

→すべての子どもが自分の希望で来日したとは限りません。子どもによっては、自分の意思に反して保護者の都合により来日させられたという思いを持っていることもあります。子どものそうした思いを温かい気持ちで受けとめることが大切です。

自分の将来への不安

→保護者の都合により来日した場合、「いつまで日本にいたのだろうか」や「いつ出身国に帰されるのだろうか」という不安を抱えていることがあります。そのため、進路など近い将来への展望が描けない、自分の将来が見えないなど、精神的に不安定になっていることも考えられます。特に思春期を迎える頃、自分自身の出身、存在に悩み、場合によっては、体調や心に不調が現れることも考えられます。注意深く見守り、支援していくことが大切です。

コラム

より良い子ども理解のために ～アイデンティティの確立～

外国にルーツを持つ子どもたちの大きな特徴の一つは、「自分の意志での来日ではない」ということです。つまり、保護者の事情によって日本で生活することになった子どもたちは、必ずしも日本での生活を望んでいるとは限らないのです。慣れ親しんだ自国を離れ、言葉も、文化も、学習内容・習慣も異なる国で、「みんなが話していることが分からない」「どのように振るまったらいいか分からない」「勉強が分からない」等々、分からないことだらけの中での学校生活を過ごし、心が安定せず、学習に意欲的になれず、自尊心を失っていく子どもたちもいます。そんな子どもたちが、日本での学校生活を生き生きと過ごすために学校にできることは何でしょうか。まず、子どもたち本人の努力だけでは乗り越えられない様々な壁が存在するということを認識した上で、気持ちに寄り添うということではないでしょうか。子どもたちは、心が安定し、安心して過ごせる場所があってはじめて、「日本語」や「学習」に向かいます。在籍学級での居場所づくり、仲間づくりに加えて、出身国や母語が同じ友だち、出身国や母語が違っても同じような境遇の友だちとの出会いを、学校内外を通じて作っていくことも、外国にルーツを持つ子どもたちにとっては大きな支えになります。外国にルーツを持つ子どもたちの支援＝「日本語指導」のみになりがちですが、まず、子ども自身が、自らのアイデンティティに自信を持ち、将来像を描けるような多面的な支援体制を、学校が中心となって、地域やコミュニティと共に探っていく必要があるのではないのでしょうか。



2 日本語指導の実際

(1) 日本語指導を始めるに当たって

外国語を母語とする児童生徒にとって、日本語は外国語です。日本語指導は、日本語を母語とする日本人への国語指導とは異なります。「子どもだからすぐに慣れるだろう」と安易に考えることなく、面接等を通して、それぞれの児童生徒を多角的に把握し、個々に応じた指導を行うことが大切です。

(2) 生活言語能力と学習言語能力との違い

「日常会話ができるので」「生活に支障がないから」といって、授業も理解できているとは限りません。このことについては「生活言語能力」と「学習言語能力」の2つに分けて捉える必要があります。「生活言語能力」は、日常的な会話をする口頭能力で、1年～2年程度で習得できると言われています。教師による支援も必要ですが、ある程度は、普段の生活の中で自然に身に付きます。一方、「学習言語能力」は、教科等の学習場面で求められる思考を支える能力で、習得には5年～7年かかると言われています。生活の中で身に付くことはあまり期待できず、日本語指導者が中心となった計画的な支援が必要になります。つまり、指導者には、「日本語を指導しながら、児童生徒が日本語で学習する力を付ける」という意識を持っていることが求められます。

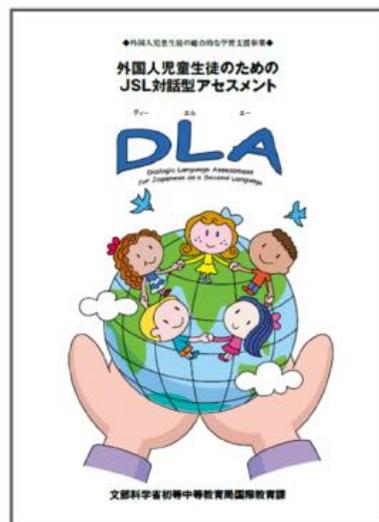
このことは、特に高校入試に大きく関係します。「日本語能力はどの程度なのか」や「入試までにどのような支援が必要なのか」と言うように、一人一人の実態や希望を踏まえて取り組むことが必要です。教科担当や担任と連携を取りながら、教科の授業で難しかった所をやさしい日本語で説明したり、ICT機器を活用したりして、教科学習の理解も進めていきましょう。

(3) 児童生徒の「言葉の力」の把握

日本語指導に当たっては、児童生徒の「言葉の力」をどう把握するかが大きな問題になります。帰国・外国人児童生徒等の日本語能力を測るためにはいくつかの評価方法や評価尺度があります。その例として、本冊子では、日本語能力を把握するための方法として、『DLA(文部科学省)』を紹介し

<参考資料>

外国人児童生徒のための JSL対話型 アセスメント～DLA～(文部科学省)



子どもの日本語能力を把握し、どのような学習支援が必要であるかを検討する際の参考となる情報を得るための方法のひとつとして作成されたものです。

主に、日本語による日常会話はできるが、教科学習に困難を感じている児童生徒を対象にしています。

<特徴>

いちばん早く伸びる会話力を用いて、一対一の対話で教科学習に必要な言語能力を「話す」「読む」「書く」「聴く」の4つの面から把握します。また、テストの実施過程も、子どもにとっての学びの機会として捉えます。

DLA

検索

(4) 指導用の教材の活用

小学校の国語の教科書は、日本語を母語とする児童用の教科書です。一人一人の状況に応じた教育を行うためには、その子に応じた適切な日本語指導用教材を活用することが大切です。また、場合によっては日本語の指導ができる方の協力を求めることが必要になります。

多言語教材は、『情報検索サイト「かすたねっと（文部科学省）」』（以下参照）で検索できます。また、このサイトでは、帰国・外国人児童生徒等の指導に関する教材検索と文書検索があります。指導用の教材作成や学校関係文書作成に活用できます。

<参考資料>

情報検索サイト『かすたねっと』 (文部科学省)

CASTA-NET ...

このサイトは、文部科学省初等中等教育局国際教育課が運営しています。

文部科学省

「かすたねっと」は外国につながる児童・生徒の学習を支援する情報検索サイトです

関連サイト

海外子女教育・帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ/CLARINET (文部科学省)

全国で公開されている多言語の学校関係用語検索(多言語・学校プロジェクト)

多言語の学校関係用語検索

教材検索

ウェブで公開されている多言語教材を探す

文書検索

ウェブで公開されている多言語学校関係文書を探す

ご意見・お問い合わせ | プライバシーポリシー | リンク・著作権について

文部科学省初等中等教育局国際教育課 日本語指導係 電話番号: 03-5253-4111 (代表)
Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

効果的に適応指導、日本語指導を行える環境づくりを支援するための情報検索サイトです。

「多言語の学校文書」や「外国人児童生徒教育のための教材」が多数掲載されており、地域の実践事例として検索することができます。

かすたねっと 文部科学省

検索

(5) 母語保持の重要性

日本に来て日本語での学習を始めた外国人児童生徒にはそれまで話していた母語は必要なくなるのでしょうか。「これから日本で生きていくのなら、日本語のほうが大事じゃないか」と思われがちですが、学校側も、保護者側も「母語保持の重要性」を共通理解しておくことが大切です。特に、低学年で来日した児童の場合、来日後も母語の習得を意図的に促進させたり、日本語の教育をしっかりと行ったり、何らかの配慮をしないと、言語の問題だけでなく、教科学習にも負の影響がでます。どちらの言語も思考する力が未発達という状態になることもあるのです。

日本語が主流の日本社会では、母語保持意識がなければ、就学後2～3年で母語を喪失すると言われていています。母語を失うことは、将来、母国や親のルーツを否定することや、自身のアイデンティティーに悩むことにもつながります。母語ができることは、日本語習得を活性化するとも言われます。また親子間のコミュニケーションを豊かにし、自分のアイデンティティーやルーツに誇りを持って、将来の進路選択の幅を広げることができるということを、まず学校側が理解し、保護者に伝えていく必要があります。

コラム

親子のコミュニケーションを支える母語



A君は小学校低学年の時にフィリピンから来日しました。中学生になった今では日本語も上手に話せます。でも、家へ帰ると自分の部屋に閉じこもったまま。最近はお母さんと話さなくなってしまいました。A君は言います。「お母さんに話しても分からないんだもん。ぼくはフィリピンの言葉はもうほとんど忘れちゃったし。学校のこととか日本語で話しても、お母さんには『分からない』って言われるし。本当はもっといろいろ話したいこともあるんだけど…」

A君のお母さんは、来日後これからのA君の将来を考えて、家でも日本語で話すようにしました。A君の日本語はどんどんうまくなりましたが、学校で勉強しているわけではないお母さんの日本語は日常生活に使う基本的な日本語のまま…。

母語を失ってしまうと、このように親子間でのコミュニケーションがうまく取れなくなる、という問題も出てきます。悩みを抱える児童生徒に心理的サポートが必要なのは言うまでもありません。親子間の十分なコミュニケーションのためにも、母語の保持は重要です。

(6) 「特別の教育課程」の編成・実施

平成26年の制度改正により、外国人児童生徒等が在籍する学校において「特別の教育課程」を編成・実施することが可能となりました。「特別の教育課程」とは、外国人児童生徒等が日本語で学校生活を営み学習に取り組めるように、日本語や各教科等について児童生徒一人一人に応じて編成する教育課程です。

(参考：「特別の教育課程」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm)

第3章 役割分担

帰国・外国人児童生徒等への支援を充実させるには、児童生徒にかかわる一部の教職員が取り組むのではなく、学校内では管理職、外国人児童生徒等教育主任、日本語指導担当教員、在籍学級担任等が連携して取り組むことが大切です。さらに、学校だけでなく、市町村教委、県教委、各種団体などの学校内外で協力することも欠かせません。本章では、それぞれの役割を示します。

1 学校管理職の役割

管理職(校長・副校長・教頭)の工夫と応援で子どもたちは元気に楽しく学校生活を送ることができます。

(1) 全教職員で取り組む体制づくり

校長が学校の教育目標に沿って情報を集め、帰国・外国人児童生徒教育についてビジョンを示すことが求められます。

- (ポイント) 帰国・外国人児童生徒教育を校内組織の中に位置付ける
- 外国人児童生徒教育主任を校務分掌に位置付ける
- 多文化共生教育を通して、共生できる児童生徒を育てる

(2) 温かいサポート体制を工夫

保護者や児童生徒を安心させるサポート体制をつくり出すことが大切です。

- (ポイント) 面接などの場を設定する
- 適切な教育の場を設定する
- 保護者への支援を推進する
- 教育委員会と連携する

(3) 日本語指導の環境の整備と、習得や適応の状況を把握

日本語指導の様子を参観し、日本語指導協力者との関係を円滑にすることが大切です。

- (ポイント) 日本語指導の環境を整える
- 日本語指導協力者との情報交換を大切にす

(4) 児童生徒の成長の見守り

学級や校内での児童生徒の適応状況を見つめ、「おや？」と感じたことをすぐ教職員に呼びかけていきましょう。管理職のリーダーシップのもと、早期対応が大切です。

- (ポイント) 児童生徒の学級・学校適応を見守る
- 配慮すべきことを担任にアドバイスする

2 外国人児童生徒等教育担当の役割

帰国・外国人児童生徒等支援を進めるためには、学校組織の中に外国人児童生徒等教育担当を位置付け、推進体制を確立する必要があります。帰国・外国人児童生徒等教育は、「教育機会の保障」「学習の保障」「多文化共生」等から、人権的な視点で捉える事が必要です。その意味では、外国人児童生徒教育主任は、人権教育主任がその役割を担うことが望ましい場合もあるでしょう。そうでない場合でも、学校の事情を考慮したうえで決定し、主任が管理職と他の教職員をつなぎながら、学校の中で組織的に取り組むことが重要です。

(1) 教職員研修を確立

学校で研修を行い、帰国・外国人児童生徒等教育への理解を深めることが大切です。教職員自身の人権的かつ国際的な視野に立ったものの見方を養い、外国人児童生徒等の心に寄り添える教職員集団となれるようリーダーシップをとりましょう。

とは言え、各学校では日本語指導や受入れの経験がなかったり、校内で相談できる相手がいなかったりなどの事情がある場合が多いのではないのでしょうか。研修をしたいけれどなかなか実施に踏み切れないという現状もあるのではないかと思います。外部講師を招聘し、学校内外のノウハウを活用することも有効でしょう。また、教育委員会主催の研修等に積極的に参加していただきたいと思います。

その他にも、次の『外国人児童生徒教育研修マニュアル（文部科学省）』を参考にしてください。

(2) 在籍学級担任を支え、保護者との信頼関係の構築

担任を孤立させずに、チームの中心になって、保護者との関係をつくり出すようにしましょう。

（ポイント）担任を孤立させない

保護者との連絡方法を工夫する

本人の努力を認める評価の工夫を行う

保護者や児童生徒に入試制度や入試条件を説明する

(3) 多文化共生教育の実践

すべての児童生徒が異なる文化や価値観など互いの違いを尊重し合い、真に対等な関係の中で共に生きていく社会の創造をめざす教育実践が重要となります。在籍学級担任などと連携して、外国人児童生徒を支える環境づくりを進めましょう。

① 日本人児童生徒等への指導

編入学当初は興味があって近づいていた日本人児童生徒が、慣れるに従って次第に遠ざかる態度を示したり、生活習慣の違いなどから対立関係になったりすることがあります。体験的参加型授業を行い、外国人児童生徒等が異なる言葉、文化、習慣、価値観の中で育ってきていることを、日本人児童生徒にも十分理解させることが重要です。受入れをチャンスと捉え、多様な文化に興味・関心を持たせ、異なった考え方やものの見方を受け入れられるような指導を工夫しましょう。

② 仲間づくり・学級づくり

全校集会で外国人児童生徒等を学校全体に紹介したり、在籍学級で外国人児童生徒等の母語を

紹介したりするなど、外国人児童生徒が温かく迎えられているという実感、安心感を持たせられるような場づくりを進める必要があります。

③保護者、関係機関・団体、地域などとの連携をコーディネートする。

外国人児童生徒への教育効果を十分に上げるためには、その保護者、関係機関・団体、地域などに対しても学校の取組への理解と協力を求めることが必要となります。在籍学級担任と協力して連携を進めていきましょう。

<参考資料>

外国人児童生徒教育研修マニュアル (文部科学省)



外国人児童生徒教育
研修マニュアル

外国人児童生徒の総合的な学習支援事業
文部科学省初等中等教育国際課教育課

外国人児童生徒やその教育に関する研修を「企画する人」「実施したい人」「必要だと思っている人」のためのマニュアルです。

- 研修プログラムの作成手順
- 研修プログラム作成例
- 項目解説
- 資料

外国人児童生徒教育研修マニュアル

コラム

高等学校入試 ～受験上の配慮について～

受験に際して、「帰国・外国人生徒等で、受験する際に配慮が必要と認められる者」が志願する場合は配慮が受けられる場合があります。その際は、中学校長が、志願予定の高等学校長へ連絡し、協議することになります。

また、学校によっては、推薦入学者選抜で推薦要件のなかに、「海外在学期間」や「国際理解や外国語の学習に対する意欲と適性」などを入れているところもあります。詳細については、「大分県立高等学校入学者選抜実施要項」を参照してください。

生徒や保護者の要望を把握した上で、関係機関と相談を行い、適切な進路選択ができるように支援しましょう。



3 日本語指導担当教員の役割

日本語指導担当教員として、専任の教員が配置されている場合もありますが、学級担任や市町村などから派遣される支援員や指導協力者がこの役割も努めなくてはならない場合もあるでしょう。いずれにしても、校内の誰がこの役割を担当するのかを確認しておくことが必要です。

(1) 日本語指導担当教員の4つの役割

日本語指導に直接関連する事柄のみならず、地域社会全体を視野に入れることが大切です。

- (役割) ① 児童生徒への教育活動
② 校内の連携・共通理解
③ 家庭との連携・共通理解
④ 外部機関・地域との連携・共通理解

(2) 日本語指導の基本的な考え方

ここでは、日本語指導を担当する上で基本となる考え方を示します。

- (ポイント) 児童生徒を多角的に把握する
学校内外の生活場面すべてが学びの場と捉える
学ぶことの意味や楽しさを味わわせてスパイラルに進める
在籍学級の学習、日々の生活に関連付ける
児童生徒の「言葉の力」とその把握方法を考える
日本語指導における児童生徒の評価を適切にする

(3) 日本語指導のプログラム

ここでは、取り出し指導における基本的な指導内容・指導方法を「プログラム」として紹介します。「来日直後」、「日常会話ができるまで」、「在籍学級の授業に参加できるまで」などの段階を設けて、学習内容を決定することが必要です。以下に主な「プログラム」を示します。

- ① 「サバイバル日本語」プログラム
- ② 「日本語基礎」プログラム
- ③ 「技能別日本語」プログラム
- ④ 「日本語と教科の統合学習」プログラム
- ⑤ 「教科の補習」プログラム

(4) 指導計画の作成（日本語指導のコース設計）

対象となる児童生徒に対する指導の期間、頻度などを決めると同時に、どんなプログラムを、どのようなペース（順序と時間的な配置）で教えるかが重要になります。

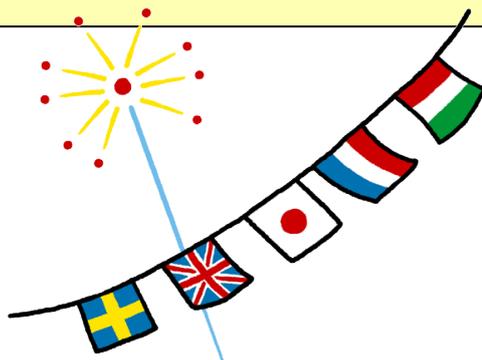
「外国人児童生徒受入れの手引き（文部科学省）」の p 34 にコース設計例が掲載されていますので詳しくはそちらをご覧ください。

「笑顔で寄り添うこと」も重要な仕事

～日本語指導員（大分県）より～

フィリピンから4年ぶりに帰国した Y 君。フィリピンでは3年間地元の学校に通っていました。学齢通りの5年生に編入しましたが、日本での勉強は1年生で止まったままなので、クラスでの勉強は分からないことばかりです。さらに、Y 君を悩ませたのは、転入早々始まった運動会の練習。特に、組み体操では、四つん這いになった自分の背中に、名前もよく知らないクラスメイトが裸足で乗ってくる、という「ショッキング」な出来事にパニックを起こし、泣き出してしまいました。Y 君が落ち着くのを待って、学年部の先生が去年の運動会 DVD を一緒に見てくれ「こんなことをするんだよ、かっこいいよね！」と笑顔で話してくれました。先生が「できると思ったら参加すればいいよ」と、自分で決めるように伝えると、Y 君は「やる」とうなずき、その後は一生懸命練習に参加しました。「背中が痛い」「足が動かない」とくじけそうになることもありましたが、そのたびに周りの友だちや先生が「うまくなったよ！」「もう少し！」「一緒にがんばろう！」と励ましの言葉をかけてくれました。そして、運動会当日。Y 君はとっても緊張していたけれども、演技が始まるたびきびと動き、すばらしい演技を見せてくれました。最後は、満面の笑みでリズムに乗ってダンス。お父さんも「いい顔だった！」と大満足でした。

来日・帰国する子どもたちには、それぞれ様々な事情がありますが、慣れない日本の学校・生活にとっても大きな不安を抱いているという点では共通しています。受け入れる側も不安ですが、当人の不安はそれ以上です。その不安は、受け入れる側の対応により、かなり軽減することができます。体制を整えることももちろんですが、その子どもに笑顔で寄り添うこと、仲間作りを見守ること、も私たちの重要な仕事だと考えています。



4 在籍学級担任の役割

学級担任として、帰国・外国人児童生徒等を学級に受け入れる際、「言葉が通じるだろうか」、「学級になじめるだろうか」などの心配から、「大変だ」「面倒だ」などとマイナスに捉えてしまう場合も少なくないようです。しかし、帰国・外国人児童生徒等を学級に受け入れることは、在籍学級の児童生徒にとっても多様な価値観や文化を知り、成長できる大きなチャンスであり、学級を豊かにしてくれるプラスの出来事だということを理解しておきましょう。

(1) 在籍学級での帰国・外国人児童生徒等の受入れ（担任として必要な視点）

- ① 広い視野を持つこと
- ② 個に応じた指導や対応を行うこと



(2) 帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制づくりと必要な指導

(受入れ体制づくりのポイント)

- ・ 帰国・外国人児童生徒等教育への学校全体での共通理解と協力体制づくりを進めましょう。
- ・ 教育委員会の担当者や地域のNPO等、地域での連携体制を広げましょう。

(必要な指導のポイント)

- ・ 座席は、担任の近くとし、いつでも配慮できるようにしておきましょう。
- ・ 靴箱やトイレなどの場所や使用法などの最低限必要な事柄は、丁寧に指導しましょう。
- ・ ゆっくりはっきりした口調で分かりやすい日本語で語りかけましょう。
- ・ 長所を見付け、他の子どもの前でほめるよう意識し、自己肯定感を持たせましょう。
- ・ 学習の進度を常に確認し、取り出し指導の日程や内容などについて、日本語指導協力者などと十分に話し合い、調整しておきましょう。

(3) 共生の教育と学級の国際化

学級担任としては、日本語指導の体制を整備したり、日本語指導担当者と綿密な連携を図ったり、自身が言語習得に関する基礎的理解を図ったりすることも重要です。担任が、帰国・外国人児童生徒等の存在を、プラスに捉えるか、マイナスに捉えてしまうかは学級の雰囲気にも大きな影響を与えます。しかし、この姿勢は、無意識のうちに現れてしまう場合もありますので、担任が、自分自身の振り返りを行うことが重要です。

(4) 保護者への対応と進路指導

保護者への対応については、状況をしっかりと把握することやコミュニケーションスタイルの違いに留意することが大切です。

保護者への面談や進路相談の際には、次のようなことに配慮しましょう。

(保護者への面談や進路相談のポイント)

- ・外国人児童生徒の保護者に対しては、家庭では、子どもと母語で多くの会話をすることを勧めましょう。幼い時期に来日した子どもは、母語を忘れる傾向があり、成長するにつれ、保護者とのコミュニケーションが難しくなる場合もあります。保護者に対し、言語習得に関する基本的な情報を与えるようにしましょう。
- ・多くの保護者は、様々な生活場面で、子どもが母語と日本語を使い分けて話している様子を見て、両方の言語力が十分育っていると認識しがちです。しかし、そのような子どもには、どちらの言語においても、学力を形成していく言語レベルにまでは達していない場合がよく見られます。進学を迎えた時になって初めて、保護者が子どもの実態を認識し、驚くこともあります。
- ・外国人児童生徒にとって、現在、在籍している学級での学習で使われているレベルの日本語の力を身に付けることが重要です。このことを保護者にもしっかりと伝えておくようにしましょう。
- ・教育委員会、ボランティア団体、外国籍の卒業生などのあらゆるネットワークを使って、高校進学や就職など進路に関する情報を収集しましょう。保護者にも、日本の進学や就職について十分に説明することが大切です。
- ・外国人児童生徒の保護者が子どもに期待する進路とその子どもの希望する進路は異なることもあります。保護者と本人が十分話し合い、両者にとって、より良い未来を築けるように、学級担任が的確な助言をしましょう。

コラム

先生が笑顔で話してくれたらとても安心

～中学校2年の時に中国から大分県へ来た生徒より～

私は、去年の6月に日本へ来ました。来たばかりのとき、日本語が全然話せませんでした。不安と緊張感でいっぱいでしたが、先生たちといろいろ話して、その不安が消えました。

今は、もう学校の生活に慣れましたが、まだ困っていることがたくさんあります。授業中分からない言葉もあるし、勉強したこともなかなか覚えられません。今、私は中学2年生です。来年は高校入試を受けるので、がんばらなければなりません。とても心配です。でも、先生たちの支援のもとに大きな進歩が勝ち取れると思います。

私は、日本の先生たちに外国の生徒とたくさん交流してほしいです。外国から来た生徒は分からないことばかりで、不安がいっぱいです。先生が笑顔で話してくれたら、とても安心できるし、うれしいと思います。

学校全体でかかわっていこう

～担任を経験した教師（大分県）より～

ある日突然転入してきた A さん。フィリピンから来日してまだ数ヶ月で、日本語もほとんど分かりませんでした。一斉授業の中では、難しい学習言語のオンパレードで、内容はほとんど分かりませんでした。時々分かる言葉があると、うれしくなって早口でその内容を話します。でも授業中なので、それを担任に注意されてしまいます。時間をかけて黒板をノートにしていねいに写すのですが、習いたてのひらがなや難しい漢字の内容は理解できずに、ただ写すだけの作業になってしまいました。

分からない授業ばかりでストレスが溜まる。そして些細なことでトラブル発生…。周りの注意は全部自分に対する悪口だと思ってしまいます。「自分ばかりみんなが悪いって言うよ。」そんな気持ちからまたトラブル…という悪循環に陥ってしまいました。もちろんそんなことをくりかえしながら、周りの友だちと理解し合い、友情も生まれていきます。でも、Aさんのストレスを減らしていく一番の方法は、やはり一対一でAさんの話をじっくり聞くことでした。

学級担任だけでは、かかわる十分な時間がとれないという現実もあります。だからこそ学校全体でいかにその子にかかわるかということは大切だと思います。Aさんには担任以外にも学校に様々な大人の声かけがありました。それはそのままその子を支える大人が多いということにもつながります。後にAさんは、一日の中で1～2時間個別指導が行われることになり、トラブルがぐっと減りました。自分のペースで学習が進められるようになったこと、そして個別指導の先生に自分の思いをじっくり聞いてもらえることがその大きな理由だったと思います。

個別指導と並行して、やはり一斉授業の中で楽しく学習できることも大事だと思います。みんなの前で発表できた時のAさんの笑顔は忘れられません。みんなと学習することの喜びが、次の学習意欲につながることを実感しました。

周りの子どもたちもAさんとかかわることで、たくさんのことを学びました。「自分の母語でない、言葉がほとんど分からない中で授業を受けることがどんなことなのか。」を体験したことは有効でした。知らない言語の動画をクラスで見ました。全く聞いたことがない早口の言語を体験することで、周りの子どもたちの想像力も広がったと思います。



5 市町村教育委員会の役割

教育委員会が直接行う指導・支援には次のようなことがあります。ページの都合上要点のみを記載しますので、詳細については、「外国人児童生徒受入れの手引き（文部科学省）」の55ページからをご覧ください。

（1）「教育方針」等への帰国・外国人児童生徒等教育の明確な位置付け

市町村教育委員会は、それぞれの市町村ごとに、目標や重点事項などを明記した「教育方針」や「教育ビジョン」等を策定しています。この「教育方針」等に帰国・外国人児童生徒等教育を確実に位置付けましょう。そのことで、「帰国・外国人児童生徒等教育も、学校教育の一環として全職員で取り組むべきことである」という教育委員会としての明確な姿勢を、各学校や地域に示すことが大切です。なお、位置付け方については地域の実情に応じていくつかの方法が考えられます。例えば、国際理解教育や国際教育の一つとして位置付けたり、帰国・外国人児童生徒等教育を単独で位置付けたりする方法があります。さらに、日本人児童生徒への教育も含めて「多文化共生教育」等として位置付けることも考えられます。

（2）小学校新入学相当年齢の帰国・外国人児童生徒の対応

市町村教育委員会は、すべての帰国・外国人児童生徒の学ぶ権利を保障するために、小学校新入学相当年齢の帰国・外国人児童生徒等を持つ保護者全員に就学案内を行う必要があります。そして、公立の小・中学校へ就学させる希望がある場合は、就学手続きを行うよう確実に促していく必要があります。近年、日本の学校に学ぶ帰国・外国人児童生徒等の増加に伴い、日本語を解さない保護者も増加しています。そのため、就学案内に関しても、各言語に訳した文書を準備するなど、多言語対応をする必要が生じてきています。市町村独自で準備する事が困難な場合は、以下の文部科学省の『就学ガイドブック』を参考にしましょう。

＜参考資料＞

『就学ガイドブック』

日本の学校の入学手続き（文部科学省）

韓国・朝鮮語版

就学ガイドブック
취학 안내서

日本の学校への入学手続き
일본학교의 입학 수속 절차

2015年4月
2015년 4월

文部科学省
문부과학성

英語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の各言語別の就学案内です。インターネットでダウンロードできますので、どうぞご利用ください。

1. 我が国の学校教育について
2. 就学手続きについて
3. 学校生活について
4. 教育相談について

(3) 編入学を希望する帰国・外国人児童生徒等への対応

当該の市町村への住民票の転入・転居届（住民基本台帳法）及び居住地の届出（出入国管理及び難民認定法）（以下「住民票の転入届等」という。）から、指定学校への編入までの流れはおおむね以下のようになります。

① 首長部局担当課（「市民課」、「窓口サービス課」等）

A) 住民票の転入届等にかかわる事務手続きを行う。

B) 学齢期の子どもがいた場合は、公立学校への編入学希望の有無を保護者に確認する。

希望がある場合は、それぞれの自治体の編入の手続きにそって対応するとともに、次の点に留意する。

・教育委員会が別の庁舎にあるなど場所が分かりにくい場合は、庁舎への経路図を手渡す。

・首長部局担当課から教育委員会担当課へ移動する際、保護者が日本語でコミュニケーションを図れない場合は、首長部局担当課の通訳者も同行する。（教育委員会担当課に通訳者が在籍していれば必要はない）

② 教育委員会担当課

A) 公立の学校へ編入学する意思を改めて確認する。

・就学手続きを進める前に、本人及び保護者に対して、公立の小・中学校に通うことにかかわる意思を再度確認する。

B) 在留カード等で居住地等の確認をする。

・在留カード、特別永住者証明書又は住民票により、登録されている氏名（綴り）、生年月日、現住所、前住所等を確認する。その際、学齢簿に準ずる書類を作成しておくことと学籍を管理しやすくなる。

C) 編入学にかかわる必要書類（「就学願」、「編入学願」等）を受理する。

・保護者に、現住所、児童（生徒）氏名、保護者氏名等を記入してもらう。

・教育委員会側は、指定学校、学年、編入学日を決定して記入する。

D) 編入学に際して必要な説明や指導等を行う。

③ 学校

A) 編入学に際して必要な説明や指導等を行う。

・面談や家庭訪問など、必要に応じて保護者が安心して相談できるよう通訳などを派遣する。

(4) 学校における受入れ体制の整備にかかわる支援（＝市町村としての受入れ体制の整備）

考えられる支援を以下に示します。関係部署と連携をとりながら予算確保に努める必要があります。

① 人的支援

A) 日本語指導担当教師を配置する

B) 日本語指導の支援員を配置する

C) 研修を実施する

②物的支援

- A) 施設、設備を整備する
- B) 教材を整備する
- C) 翻訳文書を整備する
- D) 指導計画を作成する

(5) 進路説明会の開催

帰国・外国人の子どもたちが進路について知る機会を学校や教育委員会が確保することが大切です。内容としては、先輩やその保護者の話を聞く機会を設けたり、高校進学や就職など進路に関する情報を提供したりすることなどが考えられます。

(6) 学校における多文化共生社会の実現を目指す取組の推進

帰国・外国人児童生徒等教育の推進は、該当の児童生徒だけを対象に行えばよいわけではありません。日本人児童生徒に対してもどのような指導・支援を行うのかが大変重要です。日本人児童生徒の見方・考え方が豊かになっていくことは、帰国・外国人児童生徒等の学校への適応を確実に促進しますし、国際社会を生きていくために必要な資質や能力を身に付けることにもつながり、極めて有意義であると言えます。

資料

帰国・外国人児童生徒受入れ手順シート (大分県版)

| | 学校がすること | 本人・保護者がすること |
|--|---|---|
| ①編入手続き日 | <ul style="list-style-type: none"> ・初面談日の決定 ・学校教育課へ連絡 ・必要に応じて通訳者を依頼 (初面談日・初登校日の分等) | |
| ②初面談日まで | <ul style="list-style-type: none"> ・必要な書類の準備 ・説明に使う学習予定表や具体物などの準備 <p>【「学校生活ハンドブック」(大分県)】</p> | |
| ③初面談日 (学校と市町村教育委員会が連携して行うのが望ましい) →面談内容や配慮事項を全教職員で共通理解する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活についての説明 ・聞き取りによるパーソナルシートの記入 ・記入が必要な書類の説明 ・初登校日の持ち物の連絡 ・登下校の注意事項の確認 ・初登校日の給食の手配 ・編入学年と学級の決定 ・教科書の手配 ・購入物品の手配 ・初登校日に必要な物の準備 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と本人が来校 ・必要な書類の記入 ・必要な物品の購入 ・銀行の口座開設手続き ・初登校日の持ち物準備 ・通学路の確認 |
| <p><教室での準備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい友だちがやってきて嬉しい」という気持ちで迎えられるようにしましょう。 ・学級の子どもには、名前・出身国・日本語の理解具合などを伝えましょう。 ・みんなの話す日本語や行動がお手本になることを伝えましょう。 ・その子の国の母語の「こんにちは」というあいさつをみんなで練習するのも良いでしょう。 | | |
| ④初登校日 | <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ学級での準備 ・学校の案内と生活の説明 ・給食への配慮 <p>【聞き取りや観察により、学力や日本語能力の把握に努める(継続的に行う)】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本人だけ登校(保護者同伴も可) ・教室の確認 ・机やロッカーの確認 ・学習予定表の見方の確認 ・通学路の確認 |
| ⑤2日目 | <ul style="list-style-type: none"> ・朝の準備方法やロッカーなどの確認 ・学校生活での様子の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・朝の準備方法などの確認 ・日本語学習開始(日本語能力に応じて形式や支援方法を工夫) ※1 |
| 1週間後 | <ul style="list-style-type: none"> ・1週間の様子の把握 ・学校からの連絡事項の伝達 ・母語で話す大切さを保護者に伝える | <ul style="list-style-type: none"> ・日本語学習(個人の能力に応じて形式や支援方法を工夫) ・家庭内での継続的な母語使用 |
| 約1ヶ月後 | <ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月の様子の把握 ・学校からの連絡事項の伝達 ・母語で話す大切さを保護者に伝える | <ul style="list-style-type: none"> ・日本語学習(個人の能力に応じて形式や支援方法を工夫) ・家庭内での継続的な母語使用 |

日本語学習※1 「帰国・外国人児童生徒受入れマニュアル」を参照の上、児童生徒の日本語能力に応

帰国・外国人児童生徒パーソナルシート（大分県版）

| | | |
|--|---------------|--|
| 小学校（学校名： <small>しょうがっこう がっこうめい</small> ） | | 中学校（学校名： <small>ちゅうがっこう がっこうめい</small> ） |
| 年度 1年 組 担任（ ） | 年度 4年 組 担任（ ） | 年度 1年 組 担任（ ） |
| 年度 2年 組 担任（ ） | 年度 5年 組 担任（ ） | 年度 2年 組 担任（ ） |
| 年度 3年 組 担任（ ） | 年度 6年 組 担任（ ） | 年度 3年 組 担任（ ） |

| | | | |
|---------------------------|-----------------------|---------------|---------------|
| ふりがな (本名) (日本での呼び名) | 性別 | 生年月日 年 月 日 | 国籍 理解できる言語 |
| 来日年月日 年 月 日 | 滞在予定年月 年 月まで ・ ずっと | | |
| 現住所 〒 | | | |
| 自宅電話 | 緊急時連絡先 (携帯電話や勤務先電話など) | | |

| | | | | |
|-----------|-------------------------------|------------|--------|----------|
| 家族（本人は除く） | | | | |
| 名前 | 続柄 | 勤務先・学年・組など | 日常使用言語 | 本人との使用言語 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 学校からの配布物 | そのままよい・ふりがなが必要・訳した文が必要・その他（ ） | | | |

| | | |
|------------------|-----|----------------|
| 家族以外の緊急時連絡先（日本語） | 名前 | その人の連絡先（電話番号等） |
| 欠席した時に連絡する児童 | ①名前 | 年 組 |
| | ②名前 | 年 組 |

| | | | | |
|----------------|----------|--|----------|--|
| 出身国での 学習の様子 | | | | |
| 好きな教科 | | 苦手な教科 | | |
| 日本語学習歴 | 年 月 | | | |
| 日本語能力 | 話す 聞く | 1. まったく分からない 2. あいさつができる 3. かんたんな指示が分かる 4. かんたんな会話ができる 5. じゅうぶんな会話ができる | 読む 書く | 1. まったく分からない 2. ひらがなが読める 3. ひらがなが書ける 4. かんたんな漢字が読める 5. かんたんな漢字が書ける |
| 得意なこと 趣味 など | | 将来や進路 の希望 | | |
| 家庭で話す 言語 | 本人 家族 | | | |

| | |
|------|-----------------------------|
| 参考事項 | 健康状況やアレルギーなど |
| | 宗教上の配慮など(給食、服装、行事、礼拝、タブーなど) |
| | 学校に知っておいてほしいことなど |

※その他…ビザ情報（在留資格情報）、成育歴（移動の記録、出身国、滞在国、保育園・幼稚園、学校に通った期間）

【作成協力者】(50音順、敬称略)

- 足立恵理 大分人権教育ワークショップ研究会 代表
- 立山 愛 別府大学 日本語教育研究センター 非常勤日本語講師
多文化こどもネットワークいろは 代表
- 立山博邦 立命館アジア太平洋大学 教育開発・学修支援センター 准教授
- 徳丸命子 公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団
おおいた国際交流プラザ 国際交流課長
- 八丁治子 宇佐市立四日市北小学校 教諭
- 深田美春 日本語ボランティア ひまわり代表
地域日本語コーディネーター 日本語教師
- 山本裕子 中津市立緑ヶ丘中学校 教諭
外国につながる子どものサポートネットなかつ 代表

【改訂版以後】

- 外園孝子 中津市立沖代小学校 教諭
多文化に生きるこどもネットワーク大分 事務局
あしなが☆こどもプロジェクト 事務局

大分県帰国・外国人児童生徒受入れマニュアル
平成28年12月 発行
令和3年10月 改訂

編集・作成 大分県教育庁人権教育・部落差別解消推進課

TEL : 097-506-5554

FAX : 097-506-1799